

第七十四回 昭和十四年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案 特別委員會議事速記録第十九號

付託議案(追加)  
貴族院

昭和十四年法律第二號中改正法律案  
昭和十四年三月二十三日(木曜日)午前十時十七分開會

○委員長(子爵高橋是賢君) 是ヨリ開會致

シマス、昨日ニ引續キ臨時陸軍材料資金特別會計法案ニ付テ御質問ガアリマシタラ、ドウカ此ノ際御願ヒ致シマス。

○河田烈君 多分、私昨日中座致シマシタ

カラ、藤原委員其ノ他ノ委員カラ大藏省ノ政府委員ヲ御要求ニナツテ居ルト思ヒマスケレドモ、今マダ御見エニナリマセヌカラ、

時間節約ノ爲ニ、私カラチヨット間ニ質問サ

セテ戴キタイト思ヒマス、此ノ臨時陸軍材

料資金特別會計ノ材料ト云フ中ニハ、出師

準備品ハ入ルコトモアリ入ラナイコトモアルト云フノデスカ、出師準備品ハ入リマセヌデスカ

○政府委員(大塚彪雄君) 御答ヘ申上ゲマ

ス、出師準備品ハ只今ノ所デハ入ルコトヲ考ヘテ居ラヌノデアリマス、原料、材料ダヌ

ケヲ考ヘテ居リマス  
○河田烈君 私ハ出師準備品ト普通ノ軍需品ノ區別ニ付テハハッキリシタ觀念ヲ持ッテ

居リマセヌ、多分出師準備品ト云フモノハ製成品ニナツテ居ルモノデ、同ジ軍需品ノ中デモ材料ニナルモノトハ區分シテ居ラレルダラウト思フノデスガ、今ノ御答ハ、此ノ特別會計ノ中ニ入ル考ヲ持ッテ居ラスト云

フコトデスガ、此ノ法案ノ解釋トシテハ、入ルコトモアリ得ル、サウ云フ解釋ガ出來ルノデスカ、出來ナイノデスカ

○政府委員(大塚彪雄君) 只今出師準備品

トシテ定ツテ居リマスルモノハ、上奏裁可ヲ經テ居リマスモノダケニ大體限ツテ居リマスノデ、只今ノ所デハ、其ノ變更ノアリマセヌ限リハ、ナイコトデゴザイマス

○河田烈君 其ノ點ハ能ク分リマシタガ、併シノ記憶ガ間違ツテ居リマセヌケレバ、

出師準備品ノ上奏裁可ヲ經テ居ルモノハ公表シテ居ラナイノデス、デスカラ今日現狀ニ於テドウ云フ風ナモノガアルカト云フコ

トハ、私共ハ能ク知ラナイノデスガ、其ノ部類ニ入ツテ居ルモノハ此ノ中ニ含ンデ居ナイコトダラウト解釋シテ宜シウゴザイマス

○政府委員(大塚彪雄君) 御答ヘ申上ゲマ

ス、出師準備品ハ只今ノ所デハ入ルコトヲ考ヘテ居ラヌノデアリマス、原料、材料ダヌ

ケヲ考ヘテ居リマス

○河田烈君 私バカリ質問ヲ致シマスガ、チヨット他ノ委員會ノ方へ呼バレテ居リマスノデ、モウ一點質問サセテ戴キタイト思ヒマス、是ハ寧ロ大藏當局ノ方デナイト、御分リデモ御答辯ニ御困リカト思ヒマスガ、完全ナモノトハ思ヒマセヌガ、金錢會計ノ

陸軍當局モ經理ノ専門家デイラッシャヤルカラ宜イカト思ヒマスガ今御答辯ニハ及ビマセヌケレドモ、斯ウ云フ點ヲ明カニシテ置キタイト思ヒマス、私ノ疑點ヲ伺ッテ置クノ

デスガ、昨日他ノ委員カラモ御質問ガゴザイマシタ、取得ノ意味ニ付テ色々御質問ガ

アッタヤウデスガ、ソレニ關聯シマシテ豫算ノ立テ方ニ付テ昨日御質問申上ゲマシタ、

此ノ中デ内容ヲ十分御諒解ト思ヒマス、私

ノサウ申上ゲマシタ理由ヲ、疑點ヲ申上ゲ

マシテ明カニシテ戴ケベ宜シイ、私居リマセヌデモ明カニシテ下サレバ宜シイデスガ、

セヌデモ明カニシテ下サレバ宜シイデスガ、

私ガ記憶違カモ知レマセヌガ、昨日モ申上

ゲタ通り金錢ヲ歲入歳出ニ立テル場合ノ會

計ニハ、物品賣拂ノ歲入歳出ヲ立テルコトハナカツタノデハナイカ、然ルニ此ノ法律ト

豫算トノ關係ヲ見マスト、其處ノ點ガ混淆シテ居ルヤウナ感ヲ持ッタノデアリマス、申

上ゲル迄モナク會計法ガアリ、物品會計規

則ガアリ、茲ニ國有財產法ガアツテ、會計經理ノ關係ガ三者鼎立シテ法則ガ決ツテ居リマスガ、今ノ物品會計規則ハ古イ勅令デアツテ法律デナカツタト思ヒマスルガ故ニ、是ハマダ

○政府委員(大塚彪雄君) 其ノ點ニ付キマ

シテハ能ク大藏當局ト御相談ヲ致シマシテ、

○政府委員(大塚彪雄君) 其ノ通リデゴザ

明瞭ニ致シタイト存ジマス

○河田烈君 尚若シ私出席シテ居リマセヌ

時デモ、速記ニ留メテ御答辯下サレバ結構

ト思ヒマスカラ、尙補足シテ置キマスガ、  
今ノ私ノ申上ゲマシタコトガ記憶違デアル  
カモ知レマセヌ、又前例、新例等ノ關係等  
ニ付キマシテモ記憶違ガアルカモ知レマセ  
ス、ソレ等ノ點モ疑フ晴ラシテ置ケバ宣シ  
イノデアリマスカラ、其ノ御積リデ……  
○藤原銀次郎君 昨日來政府委員ノ御説明  
ヲ承ッテ居リマスト云フト、棉、羊毛、牛  
皮、麻其ノ他サウ云フ種類ノモノヲ我ガ軍  
ノ占據地域内ニ於テ御買上ニナッテ、コチラ  
ニ御持チニナッテ製造加工シテ、或ハ軍需品  
トシ、或ハ一般ノ民需品トシテ賣却スルト  
云ノガ本案ノ骨子ノヤウニ承ッテ居リマ  
スガ、何千萬圓、場合ニ依ツテハ一億圓ニ  
モ達スルト云フヤウナ大キナ金額ノ支拂ヲ  
要スルノデアリマスガ、例ヘバ北支ニ於キ  
マシテ、若シクハ中支那ニ於キマシテ陸軍  
ニ於テ斯ウ云フコトヲ御ヤリニナリマス時  
ニ、北支デハドウ云フ種類ノ貨幣ヲ御使ヒ  
ニナリ、中支那ノ方面デハドウ云フ貨幣ヲ  
御使ヒニナルノカ、例ヘバ中支那ニ於テハ  
主ニ軍票ヲ使ッテオイデニナリマス、普通ノ  
軍ノ支拂ニハ軍票デ御ヤリニナッテ居リマ  
スガ、普通ノ軍ノ御入用ノ食料品ヤ其ノ他  
ヲ御買上ニナル時ニハ軍票デモ宜ト思ヒマ  
スガ、斯ウ云フ種類ノモノハ一種ノ商行爲

ニ屬スルモノデアリマスガ、矢張リ軍票デ  
出来マスコトデアリマセウカ、北支ト中支  
那ト兩方ニ分ケマシテ伺ヒタイト思ヒマス  
○政府委員(大塚彪雄君) 御答ヘ申上ゲマ  
ス、北支ノ方ニ於キマシテ原料、材料ヲ取  
得致シマス爲ニハ、聯銀券ヲ使フコトニ  
致シテ居リマス、又是デ十分出來ルコトト  
存ジテ居リマス、中支方面ニ於キマシテノ  
所要ニ使用致シマス貨幣ハ、建前ト致シマ  
シテ軍票ヲ現在使ハシテ居リマスノデ、軍  
票デ参リタイト存ジテ居リマス、尤モ此ノ  
軍票ノ價値維持ノ爲ニハ、昨年暮以來物資  
ヲ相當内地ヨリ現地ニ送リマシテ、軍票ト  
交換ヲ實施サセテ居リマス、只今ニ於キマ  
シテハ軍票ノ價値ハ圓ト同價ヲ保持シテ居  
リマスヤウナ實情ニアリマスノデ、差當リ  
ノ所ハサウ云フ方法デ差支ナイト思ヒマス、  
又地區ニ依リマシテ軍票以外ノ通貨ヲ以テ  
シナケレバナラスモノガアリマスレバ、モッ  
ト具體的ニ申シマスト法幣デ買ハナケレバ  
ナラヌト云フヤウナモノガアリマスレバ、  
軍票ト法幣トモ現在ハ交換ヲ實施シテ居ル  
ノデアリマシテ、其ノ持ツテ居リマス法幣  
等ヲ使用シタイ、斯ウ云フ風ニ實ハ考ヘテ  
居ル次第ゴザイマス、具體的ニモウ少シ

○政府委員(大塚彪雄君) 其ノ點ニ付キマ  
シテハ、出先官憲竝ニ陸軍省ニ於キマシテ  
モ相當研究ヲ致シ、考慮ヲシテ居ル點ゴ  
ザイマスガ、此ノ獲得ヲ致シマス所ノ地域  
ガ、要スルニ軍ニ依ルニ非ザレバ取得シ得  
ガ第一ニ立ツコトト存ジマス、從ヒマシテ  
ノ法幣ヲ軍票ト交換ヲ申出ヲシテ居リマス、  
是等ノ手持ノ法幣等ノ使用スルコトヲ考慮  
致シテ居ル次第ゴザイマス、建前ト致シ  
マシテハ軍票ノ價値ヲ維持シツ、軍票デ物  
ヲ取ル、斯ウ云フコトデ參リタイト存ジテ  
居ル次第ゴザイマス

○政府委員(大塚彪雄君) 御趣意ハ能ク分リマシタ  
ガ、只今ノヤウニ食料品ヤ或ハ苦力ノ賃銀  
ヲ御支拂ニナルトカ、運送賃ヲ御支拂ニナ  
ルトカ、食料品ヲ御買上ニナル時ニ、軍票  
ノ價値ヲ餘リ下落サセナイヤウニシテ御間  
ニ合ヒノコトグラウト思ヒマスガ、何百萬  
圓トカ何千萬圓トカ云フヤウナ大キナ商賣  
ノコトニナリマスト云フト、果シテ其ノ軍  
票ア、只今ノヤウナ御方針デウマク参リマ  
シノモノア、相當巨額ノモノヲ内地カラ現在  
貨類トカ、特ニ燐寸、蠟燭、藥品、斯ウ云  
料品、例ヘテ申シマスト海產物トカ或ハ雜  
ダケ内地カラ外國向ニハ相應ハシクナイ食  
料品、例ヘテ申シマスト法幣デ買ハナケレバ  
ナラヌト云フヤウナモノガアリマスレバ、  
軍票ト法幣トモ現在ハ交換ヲ實施シテ居ル  
ノデアリマシテ、其ノ持ツテ居リマス法幣  
等ヲ使用シタイ、斯ウ云フ風ニ實ハ考ヘテ  
居ル次第ゴザイマス、具體的ニモウ少シ  
ガ、要スルニ軍ニ依ルニ非ザレバ取得シ得  
ガ、要スルニ軍ニ依ルニ非ザレバ取得シ得  
ガ、只今……是ハ或ハ祕密ゴザイマシタ  
ラ、速記ヲ停止シテ結構デスガ、此ノ軍票

ガ凡ソドノ位中支那方面ニ於テ流通致シテ  
居リマスカ

○委員長(子爵高橋是賢君) 速記ヲ止メテ

午前十時三十二分速記中止

午前十一時一分速記開始

○委員長(子爵高橋是賢君) 速記ヲ始メテ  
○政府委員(大塚彪雄君) 御答ヲ申上ダマ

ス、特別會計ノ運用ニ付キマシテハ、利益  
或ハ損失ト云フモノハ此ノ特別會計ノ損益

ニ歸スルノデゴザイマス、此ノ締切ラル、  
時期ニナリマスレバ、ソレガ一般ノ國庫ノ  
利益或ハ損失ト云フコトニ相成ルコトト考  
ヘテ居リマス、現在考ヘテ居リマスル所デ  
ハ、損失ト云フモノハ不慮ノ事變デモナイ  
限リハ起ラナイヤウニ存ジテ居リマス、負  
擔等ニ關シマシテハ、一部臨時費デ負擔ス  
ル場合モ生ズルコトト思ヒマス

○稻畑勝太郎君 此ノ損失ガ起ラヌト云フ  
コトハドウ云フ意味デスカ、爲替ナンゾハ

軍票ト法貨或ハ圓貨ト云フモノニハ、現在デ  
ハ法貨ノ百ニ對シテ軍票ガ七十ト云フコト  
或ハ軍票ガ上ルカモ分リマセヌ、下ルカモ  
分リマセヌ、下レバ此ノ圓ト軍票トノ比例、  
ソレカラソレヨリ生ズル所ノ差ト云フモノ  
ハ、寧ロ損失ト云フヤウナモノガ生ジハシ

ナイカト云フ私ハ疑フ持ツテ居ルノデスガ、  
之ヲ其ノ損失ガナイト云フ所ニハ、ドウ云  
フ點ニ於テ損失ガ起ラヌト云フ御見込カ、  
聽カシテ戴キタイト思ヒマス

○政府委員(大塚彪雄君) 只今ノ御話ニゴ  
ザイマシタ、百ニ對シテ軍票ガ七十ト云フ  
ソレハ先程申上ダマシタ中支ノ漢口方面ニ  
於キマシテハ、法幣百ニ對シテ軍票七十乃  
至八十位デ取引サレテ居ルノデアリマシテ、  
軍票ノ方ガ値段ガ宜シイ事態ヲ呈シテ居ル  
ノデゴザイマス、ソレカラ此ノ軍票ト圓爲  
替トノ關係ニ依ツテ、損失ヲ生ズル方ガ多ク  
ハナイカト云フ仰セデゴザイマスガ、先程  
申上ダマシタ通り、軍票ト圓トノ此ノ關係  
ハ、等價ヲ以テ交換ヲスルト云フ建前ヲ取ッ  
テ居リマスノデ、軍票ト圓ノ相場ノ開キニ  
依ル利益或ハ損失ト云フモノハ、只今豫想  
ヲ致シテ居リマセヌ次第デゴザイマス、ソ  
レカラ現地ニ於キマシテ購買ヲ致シマシタ  
原料、材料ハ、之ヲ歸リノ空キ船ノ輸送船  
ハ別デゴザイマスガ、割安ニ内地ニ持ツテ歸  
レルト云フ好都合ノ狀態デアリマスノデ、

損失ト云フコトハ船デモ沈メバ別デアリマ  
スガ、餘リ起ラナイノガ普通デハナイカト  
云フ風ニ考ヘテ居ル次第デゴザイマス

○稻畑勝太郎君 ソレカラ内地カラ物資ヲ  
持ツテ行ク、軍票ノ價值ヲ維持スル爲ニ物資  
ヲ持ツテ行ク、其ノ持ツテ行ク物ガ藥品トカ、  
或ハ其ノ他燐寸トカ云フヤウナモノデアル

ト云フ仰セデアッタノデゴザイマスガ、何時  
カラ御著手ニナリマシテ、今日デハドノ位  
ナ凡ソノ金高ガ出テ居リマスルカ、今後又  
ドノ位ノモノガ出セルカ、又ソレニ對シテ

○政府委員(大塚彪雄君) ハア、今後ドノ  
位出ルカ、此ノ問題ニ付キマシテハ先程來  
日本カラ持ツテ行ク品物ノ御調ガアレバ、品  
目ノ明細ヲ伺セタイト思フノデス、今日迄  
御扱ヒニナツテ居ルモノニ對シマシテ……

○政府委員(大塚彪雄君) ハア、今後ドノ  
位出ルカ、此ノ問題ニ付キマシテハ先程來  
日本カラ持ツテ行ク品物ノ御調ガアレバ、品  
目ノ明細ヲ伺セタイト思フノデス、今日迄  
御扱ヒニナツテ居ルモノニ對シマシテ……

○政府委員(大塚彪雄君) 御答へ致シマス、  
内地ヨリ交換用物資ト致シマシテ中支方面  
ニ送リマシタノハ、昨年ノ十二月頃カラ著  
手ヲ致シテ居リマス、品物ノ種類ト致シマ  
シテハ海產物、昆布或ハ鹽鮭、鹽鱈ト云フ  
ヤウナ、鹽ガ非常ニ支那デハ不足ヲ致シテ  
居リマシテ、第三國ニ餘リ行キマセヌ物デ、  
ノヲ日本デ御仕入レニナリマシテ、向フヘ  
行ツテ軍票デ御賣リニナルノデスカラ、將來  
ドウシテ軍票ト圓ノ差額ト云フモノガ始  
終動搖ガアリハシナイカ、動搖ガ起ルヤウ  
イカト云フノデ之ヲ選定致シマシタ、其ノ  
ナコトガアリハシナイカ、高低ガ起ル、サ

仁丹デアルトカ、ア、云フ藥類ヲ送リマス

スル、ト云フユトガ起ルモノト私ハ考ヘル、  
ソレガ起ラナイト云フ意味ハドウ云フ所ニ

○稻畑勝太郎君 圓デ是ダケノ斯ウ云フモ  
ノヲ日本デ御仕入レニナリマシテ、向フヘ  
行ツテ軍票デ御賣リニナルノデスカラ、將來  
ドウシテ軍票ト圓ノ差額ト云フモノガ始  
終動搖ガアリハシナイカ、動搖ガ起ルヤウ  
イカト云フノデ之ヲ選定致シマシタ、其ノ  
ナコトガアリハシナイカ、高低ガ起ル、サ

外燐寸、蠟燭、ソレカラ靴下デアルトカ、  
ウ云フ時ニハ從ツテ儲ケモアル代リニ損モ

スル、ト云フユトガ起ルモノト私ハ考ヘル、  
ソレガ起ラナイト云フ意味ハドウ云フ所ニ

アリマスノデスカ、損ガ起ラナイト云フコトハ……

○政府委員(大塚彌雄君) 理論ト致シマシ

テハ起リ得ル可能性ハ十分アルト思ヒマス、要スルニ現地カラ持ッテ來ル品物ハ、只デ

持ッテ來ル譯ニハ參ラスノデアリマシテ、日

本カラドノ位ノ品物ガ出ルカト云フコトト

比例シテノ問題デゴザイマシテ、假ニ三分

ノ一ノ準備金ニ代用スベキ品物ト申シマス

レバ今迄ノ狀態デハ、圓デ價值ヲ維持シテ

行ケルト云フ見込ハ大體付ケテ居ル次第デ

アリマス、内地カラ送ル品物ト睨ミ合ハシ

テデナイト、現地カラ取ッテ參リマス材料等

モ決ッテ來ナイカト存ズルノデアリマス、如

何ニ軍ノ威力トハ申シナガラ、威力ダケデ

ハ品物ハ參ラスノデアリマスルカラ、自ラ

其處ニ限度ガ生ズルト思ヒマス、軍票ノ價

値ヲ減ラシテモ持ッテ來ル、軍票ノ價值ガ非

常ニ安クナッテモ現地カラ物ヲ持ッテ來ルト

云フコトハ、是ハ諸種ノ觀點カラ見マシテ、

餘程考慮シナケレバナラスト考ヘテ居リマ

ス

○稻畠勝太郎君

是ハ陸軍ノ矢張リナンデ

スカ、經理部デ御扱ヒニナルノデスカ、斯

ウ云フコトハ經理部ノ御仕事デスカ、ドノ

部ニ屬スルノデスカ

○政府委員(大塚彌雄君)

主ト致シマシテ、カラ現地ニ於キマスル業者ノ専門家ノ方々

ノ助力ヲ得マシテ、運用シテ行クト云フヤ

ウニ考ヘテ居ルノデアリマス、現ニ又サウ

云フ風ニ致シテ居ルノデアリマス

○稻畠勝太郎君 併シ軍ノ中デモ、矢張リ

政府ノ御役所ガ出來ナケレバナラヌ、之ヲ

統一シテ行ク御役所ガ……此ノ御役所ハ

ヤラレルノデスカ、又出張先ノ軍部デ

理部デゴザイマスカ、所ト云フモノハ何處ニアルノデスカ、其ノ

依シテ蒙疆方面ニ磚茶ヲ出シテ居ル、漢口ノ

手前デスガ、羊樓洞ト云フ所デスガ、其處

ガ主生産地デアルガ、サウ云フモノヲ買收ヲ

シマシテ、打ッテ一丸トシテ蒙疆外蒙方面ヘ

輸出スルト云フ計畫ガ、昨今ソレドモノ話

ガ進ンデ居ルヤウニ私モソレヲ聽イテ居リ

マスガ、サウ云フ場合ハ矢張リ軍デ之ヲ御

買上ニナシテ、當業者ニ御渡シニナルヤウニ

ナルノデアリマスカ、其ノ漢口ニアル品物

デスネ、ソレハドウ云フ風ニ御扱ヒニナル

デセウカ、只今ノ羊毛トカ云フ話ト續キマ

シテ……

○政府委員(大塚彌雄君) 只今仰セニナリ

私モ見テ參リマシタ、蒙疆方面デ大分需要

數量ヲコチラヘ連絡ヲシテ戴キマシテ、サ

ウシテ陸軍省ガ之ニ當リマス、陸軍省ノ實

糧秣廠ナリ、サウ云フヤウナ官衙ヲ使ヒマシ

テ送ルト云フ建前デ參リタイト存ジテ居リ

マス、又現ニサウ致シテ居ルノデアリマス

等ヲ漢口附近デアリマシタ、只今デハ矢

張リ軍ノ手デ之ヲ取ッテ蒙疆方面ニ送ルト

云フコトガ、實情ニ即シタ方法デナイカト

存ジテ居リマス、其ノ運營等モ此ノ特別會

議計ニ於テ運營シ得ル範圍内デアルト云フ風

テ考ヘテ居ル次第デアリマス

○中村圓一郎君 尚續イテ伺ヒタイノデス

ガ、更ニ支那ノ此ノ一般ノ紅茶、綠茶、支

那ハ非常ナ其ノ生産國デ、殆ド九億斤位出

來ルト云フコトヲ聞イテ居リマス、其ノ中

ニ海外輸出ヲスルモノガ約一割ノ九千萬斤

位、十億生産サレテ其ノ中デ一割、一億内

外ノモノガ輸出サレテ居ルト云フコトヲ仄

カニ聞イテ居ルノデアリマスガ、日本ノ製

茶ノ輸出總數ガ五千萬斤位デアリマス、日

本内地ノ總數ヨリハ支那ノ輸出ノ方ガ多

い、ソコデ内地ノ當業者ハ非常ニ目下心配

ヲシマシテ、何トカ統制ヲ取リマシテ仕事

ヲシタイト云フコトデ、種々軍ノ方ニモ御

話ヲ申上ゲテ居ルヤウニ思ッテ居リマスガ、

サウ云フ場合ニ支那ニ於ケル茶ノ原料ト云

フモノヲ買ヒマスノニモ、矢張リ一度軍デ

御求メニナリマシテ、サウシテ當業者ニ御下ゲニナルト云フヤウナコトニナリマセウカ

○政府委員(大塚彪雄君) 只今仰セニナリマシタヤウナ品物ハ、主トシテ一般業者ノ御取計ヒデ運用ガ出來テ行クノデヤナイカト存ジテ居リマス、此ノ特別會計ニ於キマシテハ、一般業者ノ御取扱ニナリ得ル品ハ地區ニ於テハ、此ノ特別會計デ取扱フ趣旨デハナイノデアリマス

○藤原銀次郎君 先程稻畠委員カラ御伺ヒ致シマシタ昨年十二月カラ今年三月迄ニ中支方面ニ出マシタ雜貨、海產物其ノ他ガ約五百萬圓ト云フ話デアリマシタガ、北支方面ノコトハドウ云フ風ニ御扱ヒニナッテ居リマスカ、矢張リ同様ニ雜貨及ビ斯ウ云フ種類ノ商品ハ澤山參テ居ルダラウト思ヒマスガ、是ハ軍デハドウ云フ風ナ關係ニナッテ居リマスカ

○政府委員(大塚彪雄君) 御尋ノ北支方面ノ件ニ付キマシテハ、内地ノ中央部ト陸軍省トシテハ直接關係ヲ取ッテ居ラヌノデゴザイマス、商工省或ハ一般業者ノ方ノオ方ニ御委セラシテ居ルノデゴザイマス、尤モ此ノ一般業者ノ方或ハ商工省方面ノ北支方面ヘノ輸出ヲサレマスモノニ付キマシテハ、

現地ニ於ケルソレバ關係ノ機關ト御連絡アリマス、尙興亞院等モ出來マシタノデ、此ノ方面ガ今後御取扱ニナルヤウニ私共ハ存ジテ居リマス

○藤原銀次郎君 此ノ治安維持ノ方カラ申シマシテモ、北支モ相當ニ今日ノ現状ニ於テハ危險ナ地域ガ多イヤウデアリマスガ、矢張リ軍ノ威力ヲ以テ御ヤリニナツタ方ガ、北支方面ニ於テモ御便宜デハナイカト思フ

ノデアリマスガ、若シ又商工省及ビ一般業者ノ方ニ一任シタ方ガ宜イト云フコトデ、中支方面ニ於テモ同様ニ考ヘラレルノデアリマスガ、北支ノ方ハ一般業者及ビ商工省トカ興亞院ニ御一任ニナッテ、中支方面ハ軍デ直接ニ御ヤリニナルト云フノデ、扱ガニ分レテ居リマスガ、ソレハドウ云フ意味デサウナリマスカ

○政府委員(大塚彪雄君) 北支ト中支方面ノ取扱ニ付キマシテ幾分違ヒノ出來テ居リマスノハ、北支ハ矢張リ聯銀券ヲ以テ購入スル、從ッテ聯銀券ノ價值維持等ニ付キマシテハ、軍ガ直接關與致シマシテモ出來ナイ仕事デアリマス、處ガ中支方面ニ於キマシテ、奥地ニ於キマシテ軍票デ買フ、從ッテ軍票ノ價值ノ如何ニ依リマシテ獲得シ得ル

數量ニモ相違ヲ來シ、軍ノ整備ニモ直接影響ア來スノミナラズ、現地ニ於ケル治安維持、アリマス、宣撫工作等ニモ軍票ノ價值ノ變動ニ基キマ

シテ影響ガ相當アルコトト存ジテ居リマスノデ、直接軍ニ於テ是等ノ價值ヲ維持スル爲ノモノヲ買テ行ク、斯ウ云フコトニ相成シテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ治安維持ノ安定シテ居ル後方地區ハ、矢張リ興亞院ナリ一般業者ノオ方ニ御委セシテ居ル次第デアリマス

○藤原銀次郎君 只今ノ御趣旨ハ能ク諒解致シマシタガ、實際ニ於キマシテ北支ノ方ニ於テモ、天津トカ北京トカ云フヤウナ所ハ別ニ致シマシテ、段々奥地ニ入ッテ参リマスト云フト、只今今中支方面ニ於テ軍デ直接御實行ニナッテ居ルヤウニ軍デ直接御ヤリニナラクテモ、其處ニ倉庫ノヤウナモノヲ置イテ、サウシテ日本ノ雜貨類ヲ其ノ倉庫ニ入レテ置イテ、サウシテソレヲ……、生産者カラ棉ナリ羊毛ナリヲ御買ヒニナル時ニハ、聯銀券ヲ御使ヒニナルコトハ勿論デアリマスガ、其ノ聯銀券ヲ下落セシメナイ

テモ其ノ賣リト買ヒトヲ一緒ニ御ヤリニナルト云フヤウナコトニナラスト云フト、此ノ澤山ノ何百萬圓トカ何千萬圓ト云フモノヲ御買ヒニナルノガ、ウマク行カナイデハナイカト云フ風ニ思ハレマスガ、餘リ立入ッタコトヲ伺フヤウデスガ、矢張リ奥地ノ方デサウ云フ商品ヲ御買ヒニナル所ニハ、サウ云フヤウナ一つノ中支方面ト同ジヤウナ組織ヲ作ッテ、同ジヤウナ行爲ヲナサル、商行為ヲナサルト云フヤウナコトガ必要デナイカト思フノデアリマスガ、其ノ點ハ如ナイデモ、今後ハ斯ウ云フ一つノ軍ガマシテハ、聯銀券ナリ法幣ヲ以テ買ヒマシ

○政府委員(大塚彪雄君) 御答ヘ申上ゲマス、誠ニ仰セノ通リデゴザイマシテ、北支リ軍デ直接ニ今日迄ハ御ヤリニナツテ居ラナイデモ、今後ハ斯ウ云フ一つノ軍ガマ

テモ物が出ナイト云フ地區ガ相當アリマシタ、此ノ方面ニハ矢張リ現地ニ於テ必要ト致シマス物資ヲ送リマシテ、物資ト交換スルト云フヤウニ致シマシテ、毛皮ナリ羊毛ナリサウ云フ材料ヲ從來トモ取ッテハ居ルノデゴザイマスガ、其ノ向フデ交換シマスル物ハ直接ニ内地カラ軍ノ手デハ送ッテ居ラヌノデアリマスガ、成ルベク是ハ一般ノ業者ノ方ニ北支ノ方ニ送ッテ戴キマシテ、ソレヲ現地デ軍ガ獲得シテ奥地ニ持ッテ行クト云フヤウナコトハ、從來モ致シテ居リマスシ、今後トモシナケレバナラヌコトカト存ジテ居リマス。

○藤原銀次郎君 此ノ中支方面へ約五百萬圓ノ雜貨類ヲ御送リニナッテ、又北支方面ニ於テモ只今御説明ニナリマシタヤウニ、直接ニ御取扱ニナラヌデモ間接ニハ矢張リ相當巨額ノ金額ノ雜貨ヲ御用意ニナッテ、サウシテシテ其ノ品物ト交換的ニ御買出シニナル必要ガアルト云フヤウナ御説明デアリマシ、私共モサウ思ヒマス、實際問題トシテ多分サウナルノダラウト思ヒマスガ、サウスルト云フトサウ云フ種類ノ雜貨ヲ仕入レテ、ドマア物々交換的ニ御ヤリニナルト云フコトヲ原則トスルナラバ、サウ云フ種類ノ金額、サウ云フコトニ要スル金額ハ此ノ法案ノ金額ノ中ニ入ッテ居ルモノト諒解シテ宜シウゴザイマセウカ、昨日來ノ御説明ヲ承リマスト云フト、向フカラ買出シマス……法律ノ建前ハ材料ト原料トノ區別ハ私ニハマダ分リマセヌガ、是ハ陸軍ノ方ニ於テハ材料ト原料ト云フノハ區別シテゴザイマセウト思ヒマスガ、材料、原料ヲ御買出シニナル爲ニ、一千萬圓ノ特別會計ヲ設ケマシテ、五千萬圓迄ハ借入金ヲ爲スコトヲ得ルト云フ法律ノ建前ニナッテ居リマス、此ノ法律ヲ實際ニ運用スルニハ、内地カラ又五百萬圓ナリ一千萬圓ノ商品ヲ送ッテ、サウシテ其ノ買出シト引換ニ、物々交換的ニ御買出シニナル、サウスルト其ノ原料、雜貨ナドヲ御送リニナル費用ハ此ノ一千萬圓ト、五千萬圓ノ借入金ヲ爲スコトヲ得ル金額ノ中ニ入ッテ居ルモノト見テ差支ナイノデゴザイマセウカ、或ハ外ノドウ云フ項目カラカサウ云フ費用ガ出マスカ

○政府委員植木庚子郎君 昨日御話ガゴザイマシタヤウニ、取得ノ方法ト致シマシテハ直接ニ購買スルコトヲ建前ニ致シテ居リハ、此ノ會計法ノ第一條ニ、「取得スル爲ノ資本トシテ」云々トゴザイマスガ、此ノ資本トシテノ申上ゲテ居リマス、其ノ場合ニ購入ノ答辯ノ中ニ、取得ニハ購入ニ依ル場合トノ操作ハ此ノ會計ノ歲出トナリマス、其ノ場合ハ、此ノ會計法ノ第一條ニ、「取得スル爲ノ資本トシテ」云々トゴザイマスガ、此ノ資本トシテノ申上ゲテ居リマス、其ノ場合ニ購入ノ操作ハ此ノ會計ノ歲出トナリマス、次ニ棉花ヲ内地ヘ還送致シマシテ、之ヲ陸軍省所管ノ他ノ作業官廳デ使用致シマシタリ、或ハ窮極ニ於テ軍需品タラシムル目的ヲ以テ民間ニ、政府以外ノ者ニ拂下ゲルト云フヤウナ階段ニナルノデアリマス、其ノ場合ハ、此ノ會計法ノ第一條ニ、「取得スル爲ノ資本トシテ」云々トゴザイマスガ、此ノ資本トシテノ申上ゲテ居リマス、其ノ場合ニ購入ノ操作ハ此ノ會計ノ歲出トナリマス、次ニ棉花ヲ鹽トノ交換ノ場合、此ノ場合ニハ、我々ノ考ヘテ居リマス所デハ、資金所屬ノ交換用物品ガ軍ガ目的トシテ居ル所ノ原材料ニ變ツタノデアル、即チソコデ物ノ受拂ノ關係ガ起リマスガ、其ノ受拂ノ關係ハ、金錢的ニハ此ノ會計ノ歲入歲出ニハ影響ヲ生ジ

テ居ルノデゴザイマス、ソレト類似ラシテノ金額ノ中ニ入ッテ居ルモノト諒解シテ宜シウゴザイマセウカ、昨日來ノ御説明ヲ承リマスト云フト、向フカラ買出シマス……法律ノ建前ハ材料ト原料トノ區別ハ私ニハマダ分リマセヌガ、是ハ陸軍ノ方ニ於テハ材料ト原料ト云フノハ區別シテゴザイマセウト思ヒマスガ、材料、原料ヲ御買出シニナル爲ニ、一千萬圓ノ特別會計ヲ設ケマシテ、五千萬圓迄ハ借入金ヲ爲スコトヲ得ルト云フ法律ノ建前ニナッテ居リマス、此ノ法律ヲ實際ニ運用スルニハ、内地カラ又五百萬圓ナリ一千萬圓ノ商品ヲ送ッテ、サウシテ其ノ買出シト引換ニ、物々交換的ニ御買出シニナル、サウスルト其ノ原料、雜貨ナドヲ御送リニナル費用ハ此ノ一千萬圓ト、五千萬圓ノ借入金ヲ爲スコトヲ得ル金額ノ中ニ入ッテ居ルモノト見テ差支ナイノデゴザイマセウカ、或ハ外ノドウ云フ項目カラカサウ云フ費用ガ出マスカ

○政府委員(大塚彪雄君) 昨日御話ガゴザイマシタヤウニ、取得ノ方法ト致シマシテハ直接ニ購買スルコトヲ建前ニ致シテ居リハ、此ノ會計法ノ第一條ニ、「取得スル爲ノ資本トシテ」云々トゴザイマスガ、此ノ資本トシテノ申上ゲテ居リマス、其ノ場合ニ購入ノ操作ハ此ノ會計ノ歲出トナリマス、次ニ棉花ヲ鹽トノ交換ノ場合、此ノ場合ニハ、我々ノ考ヘテ居リマス所デハ、資金所屬ノ交換用物品ガ軍ガ目的トシテ居ル所ノ原材料ニ變ツタノデアル、即チソコデ物ノ受拂ノ關係ガ起リマスガ、其ノ受拂ノ關係ハ、金錢的ニハ此ノ會計ノ歲入歲出ニハ影響ヲ生ジ

ナイコトニ整理ヲ致ス考デ居リマス、更ニ其ノ取得致シマシタ原材料ヲ内地へ還送致シマシテ、陸軍省所管ノ作業官廳デ使用シ、或ハ政府以外ノ者ニ使用サセルト云フ場合ニ於キマシテハ、賣拂ノ方法、賣買ノ方法ニ依リマスカラ、其ノ場合ニ陸軍省所管ヘ賣レバ、陸軍省所管カラ代金ノ支拂ガアリマスシ、民間ヘノ場合ニアリマシテハ民間カラ賣拂代收入トシテ入ッテ來ル、即チ此ノ會計ノ歲入ニナル、斯ウ云フ關係ニ操作ガ繰返サレテ行クコトト御了承ヲ願ヒタイノデアリマス

○河田烈君 昨日豫算トノ關聯ニ付テ伺ッタコトニ付テ、ソレニ關聯致シマシテ今朝伺ッタ豫算トノ關係ハソレデ諒解致シマシタ、其ノ結果ハ斯ウ云フコトニナルト思ヒマス、此ノ豫算ニ一億二千萬圓ノ歲入歲出ト出テ居リマスノハ、此ノ特別會計法ノ運用ノ結果、金錢會計トシテ會計法ノ範疇ニ屬スルモノノ收入支出ノ豫算デアグテ、此ノ以外ニ物品トシテノ受拂ノ關係ヲ生ズルコトヲ特別會計法デハ豫想シテ居ル、ソレガ豫算ニハ現レナイト云フコトニナルト思ヒマス、此ノ私ノ解釋ハ政府委員ノ今ノ御説明ト合ツテ居ルト思ヒマスガ、サウ致シマスト其ノ金錢會計トシテ豫算ノ歲入歲出ニ

ナイコトニ整理ヲ致ス考デ居リマス、更ニ其ノ取得致シマシタ原材料ヲ内地へ還送致シマシテ、陸軍省所管ノ作業官廳デ使用シ、或ハ政府以外ノ者ニ使用サセルト云フ場合ニ於キマシテハ、賣拂ノ方法、賣買ノ方法ニ依リマスカラ、其ノ場合ニ陸軍省所管ヘ賣レバ、陸軍省所管カラ代金ノ支拂ガアリマス、例ニ舉ゲラレマシタ羊毛ニ致シマシテモ何ニ致シマシテモ、普通ノ物品デアル、其ノ物品ノ受拂ニ關スル適用ハ物品會計規則ニ依ルベキデアル、物品會計規則デアリマスガ、是ハ陸軍ノ關係デアリマスカラ、陸軍兵備品會計規則ニ原則トシテ依ルベキモノダラウト思ヒマス、果シテ然リトシマスト出師準備品ニハ入ラナイノデアル、出師準備品ノ抽象的ノコトハ分リマスガ、具體的ニドウ云フモノガアルカト云フコトハ、是ハ統帥事項デアルカラ分リマセヌ、サウ致シマスト陸軍兵備品會計規則ノ中ノ、通常兵備品トシテ扱ハレルコトニナルノデスカ、又或ハ他ニ斯ウ云フ特殊ナ立法ヲ行フ結果ト致シマシテ、特殊ノ物品會計規則ノヤウナモノヲ勅令トシテ御出シナル御見込ナンデアリマスカ、私ノ質問ノ趣旨ヲ申上げマスト、兵備品デハナシ又出師準備品デ無論ナシ、サリトテ金錢會計トシテ御出シ、物品會計規則ニ付キマシテハ、イマセヌ、物品會計規則ニ付キマシテハ、通リ其ノ交換ニ付テノ詳細ナ規定規ガゴザテハ、國有財產ニ付キマシテハ御承知ノマシテ研究致シマシタ結果考ヘテ居リマス結論ハ、國有財產ニ付キマシテハ御承知ノ得テ居リマセヌガ、大體ノ趣旨ニ於キマシテゴザイマスガ、只今迄ニ政府當局ト致シマシテ研究致シマシタ結果考ヘテ居リマス所デハ政府當局トシテハッキリシタ結論ヲ得テ居リマセヌガ、大體ノ趣旨ニ於キマシテハ現行法規ニ交換ニ關スル規定ガ、物品ニ付テハ缺ケテ居ルト云フコトハ、必ズシモ交換ヲ禁止サレテ居ルモノデハナイト云ゴザイマスガ、豫算制度或ハ會計法規ノ上ニ重大ナル事情ノナイ限リ稍言葉ハ曖昧デゴザイマスガ、豫算制度或ハ會計法規ノ上ニ於キマシテ、特ニ重大ナル惡イ影響ヲ及シテ來ナイヤウナ程度ノ交換、或ハ四圍ノシテ來ナイヤウナ程度ノ交換ト云フモナガレテ居ルト云フ前提ノ下ニ會計規則ヲ持ヘ

レザルモノノ受拂ト云フモノハ、是ハ不動產若シクハ國有財產法ノ規定ニ依ル所ノ國有財產ニ係ルモノデハ大體ナカラウト思ヒマス、例ニ舉ゲラレマシタ羊毛ニ致シマシテモ何ニ致シマシテモ、普通ノ物品デアル、其ノ物品ノ受拂ニ關スル適用ハ物品會計規則ニ依ルベキデアル、物品會計規則デアリマスガ、是ハ陸軍ノ關係デアリマスカラ、陸軍兵備品會計規則ニ原則トシテ依ルベキモノダラウト思ヒマス、果シテ然リトシマスト出師準備品ニハ入ラナイノデアル、出師準備品ノ抽象的ノコトハ分リマスガ、具體的ニドウ云フモノガアルカト云フコトハ、是ハ統帥事項デアルカラ分リマセヌ、サウ致シマスト陸軍兵備品會計規則ノ中ノ、通常兵備品トシテ扱ハレルコトニナルノデスカ、又或ハ他ニ斯ウ云フ特殊ナ立法ヲ行フ結果ト致シマシテ、特殊ノ物品會計規則ノヤウナモノヲ勅令トシテ御出シナル御見込ナンデアリマスカ、私ノ質問ノ趣旨ヲ申上げマスト、兵備品デハナシ又出師準備品デ無論ナシ、サリトテ金錢會計トシテ御出シ、物品會計規則ニ付キマシテハ、イマセヌ、物品會計規則ニ付キマシテハ、從ツテ交換ハ特陸海軍ノ兵備品會計規則ハ勿論、一般ノ物品會計規則ニ於キマシテモ、交換ニ關スル何等ノ規定ガナイノデアリマス、茲ニ於テカ從來ノ解釋ト致シマシテハ、我ガ國ノ物品种會計法規ノ上ニ於テ、交換ト云フモナガレテ居ルト云フ前提ノ下ニ會計規則ヲ持ヘ

イト云フコトニナリマスト、珍ラシイ新シリシ、又成立チ得ルト考ヘルノデアリマス、イ立法例ノヤウニ思ヒマスガ、其ノ邊ハドウ云フ風ニ是カラ施行令其ノ他ニ現レテ來ルカ、ドウ云フ腹案ヲ持ッテ居ラレルカト云ムル所ニ依リ」ト云フ規定ヲ存シテ居リマス、例ニ舉ゲラレマシタ羊毛ニ致シマシテモ何ニ致シマシテモ、普通ノ物品デアル、其ノ物品ノ受拂ニ關スル適用ハ物品會計規則ニ依ルベキデアル、物品會計規則デアリマスガ、是ハ陸軍ノ關係デアリマスカラ、陸軍兵備品會計規則ニ原則トシテ依ルベキモノダラウト思ヒマス、果シテ然リトシマスト出師準備品ニハ入ラナイノデアル、出師準備品ノ抽象的ノコトハ分リマスガ、具體的ニドウ云フモノガアルカト云フコトハ、是ハ統帥事項デアルカラ分リマセヌ、サウ致シマスト陸軍兵備品會計規則ノ中ノ、通常兵備品トシテ扱ハレルコトニナルノデスカ、又或ハ他ニ斯ウ云フ特殊ナ立法ヲ行フ結果ト致シマシテ、特殊ノ物品會計規則ノヤウナモノヲ勅令トシテ御出シナル御見込ナンデアリマスカ、私ノ質問ノ趣旨ヲ申上げマスト、兵備品デハナシ又出師準備品デ無論ナシ、サリトテ金錢會計トシテ御出シ、物品會計規則ニ付キマシテハ、イマセヌ、物品會計規則ニ付キマシテハ、從ツテ交換ハ特陸海軍ノ兵備品會計規則ハ勿論、一般ノ物品會計規則ニ於キマシテモ、交換ニ關スル何等ノ規定ガナイノデアリマス、茲ニ於テカ從來ノ解釋ト致シマシテハ、我ガ國ノ物品种會計法規ノ上ニ於テ、交換ト云フモナガレテ居ルト云フ前提ノ下ニ會計規則ヲ持ヘ

所ノ國有ノ物品ノ交換ト云フコトハ、許サレテ居ルト云フ前提ノ下ニ會計規則ヲ持ヘルシ、又成立チ得ルト考ヘルノデアリマス、本會計法ヲ拵ヘルニ當リマシテ「取得」ト云フ文字ヲ用ヒ、而モ其ノ法條ノ中ニ「勅令ノ定義」ト云フ規定ヲ存シテ居リマス、例ニ舉ゲラレマシタ羊毛ニ致シマシテモ何ニ致シマシテモ、普通ノ物品デアル、其ノ物品ノ受拂ニ關スル適用ハ物品會計規則ニ依ルベキデアル、物品會計規則デアリマスガ、是ハ陸軍ノ關係デアリマスカラ、陸軍兵備品會計規則ニ原則トシテ依ルベキモノダラウト思ヒマス、果シテ然リトシマスト出師準備品ニハ入ラナイノデアル、出師準備品ノ抽象的ノコトハ分リマスガ、具體的ニドウ云フモノガアルカト云フコトハ、是ハ統帥事項デアルカラ分リマセヌ、サウ致シマスト陸軍兵備品會計規則ノ中ノ、通常兵備品トシテ扱ハレルコトニナルノデスカ、又或ハ他ニ斯ウ云フ特殊ナ立法ヲ行フ結果ト致シマシテ、特殊ノ物品會計規則ノヤウナモノヲ勅令トシテ御出シナル御見込ナンデアリマスカ、私ノ質問ノ趣旨ヲ申上げマスト、兵備品デハナシ又出師準備品デ無論ナシ、サリトテ金錢會計トシテ御出シ、物品會計規則ニ付キマシテハ、イマセヌ、物品會計規則ニ付キマシテハ、從ツテ交換ハ特陸海軍ノ兵備品會計規則ハ勿論、一般ノ物品會計規則ニ於キマシテモ、交換ニ關スル何等ノ規定ガナイノデアリマス、茲ニ於テカ從來ノ解釋ト致シマシテハ、我ガ國ノ物品种會計法規ノ上ニ於テ、交換ト云フモナガレテ居ルト云フ前提ノ下ニ會計規則ヲ持ヘルカ、ドウ云フ腹案ヲ持ッテ居ラレルカト云ムル所ニ依リ」ト云フ規定ヲ存シテ居リマス、例ニ舉ゲラレマシタ羊毛ニ致シマシテモ何ニ致シマシテモ、普通ノ物品デアル、其ノ物品ノ受拂ニ關スル適用ハ物品會計規則ニ依ルベキデアル、物品會計規則デアリマスガ、是ハ陸軍ノ關係デアリマスカラ、陸軍兵備品會計規則ニ原則トシテ依ルベキモノダラウト思ヒマス、果シテ然リトシマスト出師準備品ニハ入ラナイノデアル、出師準備品ノ抽象的ノコトハ分リマスガ、具體的ニドウ云フモノガアルカト云フコトハ、是ハ統帥事項デアルカラ分リマセヌ、サウ致シマスト陸軍兵備品會計規則ノ中ノ、通常兵備品トシテ扱ハレルコトニナルノデスカ、又或ハ他ニ斯ウ云フ特殊ナ立法ヲ行フ結果ト致シマシテ、特殊ノ物品會計規則ノヤウナモノヲ勅令トシテ御出シナル御見込ナンデアリマスカ、私ノ質問ノ趣旨ヲ申上げマスト、兵備品デハナシ又出師準備品デ無論ナシ、サリトテ金錢會計トシテ御出シ、物品會計規則ニ付キマシテハ、イマセヌ、物品會計規則ニ付キマシテハ、從ツテ交換ハ特陸海軍ノ兵備品會計規則ハ勿論、一般ノ物品會計規則ニ於キマシテモ、交換ニ關スル何等ノ規定ガナイノデアリマス、茲ニ於テカ從來ノ解釋ト致シマシテハ、我ガ國ノ物品种會計法規ノ上ニ於テ、交換ト云フモナガレテ居ルト云フ前提ノ下ニ會計規則ヲ持ヘ

テ行カウカト云フ、大體ノ見透シデ進ンデ

居ルノデアリマス

○河田烈君 私ノ最後ノ質問ニ對スル御答  
辯ノ御趣旨ハ分リマシタガ、其ノ經緯ヲ諄  
誇申上ゲマセヌデ、結論ヲ申上ゲマスト、

尙此ノ金錢出納以外ニ、物品ノ受拂ニ關スル  
規則其ノ他ニ付テハ、今考究中デアッテ、

陸軍兵備品會計規則ノ通常兵備品トシテ扱  
フカ否カニ付テハ、尙考究中デアル、斯ウ

考ヘテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(植木庚子郎君) 此ノ會計デ規  
定致シマス所ノ原料竝ニ材料ヲ、出師準備

品ト致シマスカ或ハ通常兵備品ト致シマス  
カニ付テハ、尙今後ノ研究ヲ待テ、陸軍當

局及ビ大藏省ノ關係ノ部局トモ相談ノ上デ  
進ミタイト考ヘテ居リマス

○河田烈君 質問ハ是デ終リマス

○委員長(子爵高橋是賢君) ソレデハ質問  
ヲ打切りマシテ、討論ニ入りタイト思ヒマ  
ス

○西野元君 各委員ノ段々質問應答ヲ聽キ  
マシテ、本法案ハ我ガ國ノ會計制度ノ上ニ  
於テハ、隨分特殊ノ異例ニ屬スルモノデア  
リマシテ、種々ノ點ニ於テ考究スペキ點ガ

多々アルト存ジマス、會期切迫ノ折柄斯カ  
ル重要ナ法案ガ提案ニナリマシテ、十分審  
議ヲ盡ス餘地ガナイト云フコトハ頗ル遺憾  
ニ存ジマスガ、昨今ノ時局柄已ムヲ得ザル  
必要アリト云フコトデ、是ガ制定モ已ムヲ  
得ザル必要アリト云フコトデアレバ、是ガ  
制定モ已ムヲ得ザルモノト存ジマス、ドウ  
カ之ヲ實行スルニ當リマシテハ、斯カル特  
異ノ例ニ屬スルモノノ實行ニ付テハ十分御  
注意ニナリマシテ、後日ニ弊害ヲ貽スコト  
ノナイヤウニ、深甚ノ御注意ノアルコトヲ  
希望致シマシテ、私ハ已ムヲ得ザルモノト  
シテ本案ニ同意ヲ致シマス

○河田烈君 只今西野委員カラ御意見ガゴ  
ザイマシタガ、私モ大體御同感デアリマス、  
結論ニ於キマシテ今日ノ場合之ニ贊成致ス  
ノデゴザイマスケレドモ、今西野委員カラ  
御意見ガゴザイマシタ通り、私ハ餘程異例  
ノ會計ノ立テ方デアリ新例デアル、又豫算  
トノ關係モ妙ナモノダト云フコトヲ、今迄ノ  
質問應答カラ致シマシテモ考ヘルノデアリ  
マス、殊ニ今之ヲ其ノ結果カラ申シマスト、  
質問應答デ既ニ皆様モ御了承ト思ヒマスケ  
レドモ、豫算ニハ一億二千萬圓ト言ッテ居  
リマスケレドモ、此ノ特別會計法ノ資金ノ  
受拂トシテハ、此ノ以外ニ何千萬圓受拂ハ  
レルカ分ラナイ、而シテ此ノ會計デハ確カ

軍事費ノ會計年度ト見合ツテ居リマスカラ、  
此ノ長期建設ガ何年掛リマスカ、此ノ事變  
ニナッテ居リマス、其ノ他ノ金錢會計ニ付テ  
モ數年ノ後ニ初メテ決算ガアル、ソレ迄ハ  
ト云フコトニ付テハ、政府モ御考究中ノコ  
トニナッテ居リマスガ、其ノ物品ノ受拂ニ付  
キマシテモ、大體出師準備品ハ此ノ中ニ入  
ラナイヤウデアリマスガ、是ハ私ハ御尤ト  
思ヒマスガ、併シ其ノ普通兵備品ニ付キマ  
シテモ、矢張リ物品會計規則ニ依ッテ物品會  
計検査ガ行ハレル譯デセウガ、ソレト是ト  
ノ關係ガ色々ニナッテ行ハレルノデセウガ、  
其ノ點ハ色々御研究ガアルデセウケレドモ、  
未ダハッキリシテ居ナイヤウデアリマス、普  
通ノ會計規則ニ依ル検査ト云フモノガ其ノ  
儘ニ適用サレルモノカ、其ノ點ハハッキリ  
致シマセヌ、ソレガ一ツ、ソレカラ數年ニ亘  
テ初メテ決算ヲスルト云フコトデスガ、一  
面殊ニ出師準備品ニナリマスト、是ハ會計  
検査モ出來ナイモノデアリマスカラ、矢張  
リ會計ノ建前ハ之ヲ尊重セザルヲ得ナイノ  
デアリマス、既ニ今日ノ場合會計ノ検査ト  
カ、會計規則トカ、會計法ナドヲ査ニ取ッテ  
ハ弊デモアルト云フヤウナ結果ヲ後カラ見

シマシテ、豫算ハ帝國議會ノ協賛ヲ經テ、  
ニナッテ居リマス、其ノ他ノ金錢會計ニ付テ  
カ之ヲ實行スルニ當リマシテハ、斯カル特  
異ノ例ニ屬スルモノノ實行ニ付テハ十分御  
注意ニナリマシテ、後日ニ弊害ヲ貽スコト  
ノナイヤウニ、深甚ノ御注意ノアルコトヲ  
希望致シマシテ、私ハ已ムヲ得ザルモノト  
シテ本案ニ同意ヲ致シマス

事件ノ終了スル迄ヲ年度トシテ居ル、臨時

ラレルコトヲ、之ヲ運用セラレル御當局ニ  
於テ深甚ノ注意ヲ拂ハレムコトヲ、運用セ  
ラレル御當局ノ名譽ノ爲ニ深ク希望致ス次  
第デアリマス、其ノ意味ニ於キマシテ賛成  
致シマス

○稻畠勝太郎君 私ハ數日來缺勤シテ居リ

マシテ、今日モ外ノ委員會ヤ何カデ他ニ參ッ  
テ居リマシタガ、此ノ御決定前ニ商工大臣

ニ質問シタイト思ヒマシタガ、質問ガ既ニ  
打切ニナシタ以上ハ、商工大臣ニ卑見ヲ述べ  
テ置キタイト思ヒマスノハ、此ノ法案タル  
ヤ矢張リ商工省ノ貿易ト云フカ、通商上ニ  
關スルコトデアリマシテ、是カラ商工大臣

トシテノ御意見ヲ御質問スルカ、或ハ御注  
意ヲ申上ゲテ置キタイト思フノデアリマス  
ガ、既ニ討論ニ迫ッテ居ルト云フコトデアリ  
マシテ、マダ他ニ此ノ本委員會ニ他ノ議案  
ガ御付託ニナリマスレバ、其ノ時ニ於テデ  
モ宜シイノデアリマスガ、若シ本委員會方  
他ノ議案ヲ付スルコトナシニ、打切デアル  
ト云フコトデアレバ、商工大臣ニ御出席ヲ  
求メタイト思ヒマス、サウシテ伺ヒタイト  
思ヒマス

○稻畠勝太郎君 ソレデハ其ノ時ニ讓ルコ  
豫メ御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス

トニ致シタイト思ヒマス、ドウゾ委員長ハ

子爵裏松 友光君

子爵綾小路 護君

男爵伊江 朝助君

河田 烈君

小幡 西吉君

レナイト云フノデアリマスカ

○稻畠勝太郎君 稲畠サンハ此  
ノ案ニ御賛成ニナルノデアリマスカ、或ハ

商工大臣ノ御答辯ガナイト贊否ハ仰シヤラ

セヌ、反對致シマセヌ

○委員長(子爵高橋是賢君) 今西野委員及

ビ河田委員竝ニ稻畠委員カラノ御賛成ノ御

意見ガ出マシタノデスガ、之ヲ可決スルコ

トニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

政府委員

大藏書記官 植木庚子郎君

陸軍主計大佐 大塚 鮎雄君

藤原銀次郎君

野村茂久馬君

子爵裏松 友光君

小幡 西吉君

子爵綾小路 護君

男爵伊江 朝助君

河田 烈君

西野 元君

稻畠勝太郎君

磯貝 浩君

中村圓一郎君

藤原銀次郎君

野村茂久馬君

午前十一時五十六分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵高橋 是賢君

副委員長 男爵深尾隆太郎君

委員

公爵島津 忠承君

侯爵筑波 藤麿君

伯爵橋本 實斐君

第四部第一二類 昭和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第十九號 昭和十四年三月二十三日 貴族院

一〇

昭和十四年三月二十五日印刷

昭和十四年三月二十六日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局